

## 時間外勤務実態調査結果報告

令和元年 6 月 28 日  
府立病院機構

## ○ 経緯

平成 29 年 8 月に大阪急性期・総合医療センター（看護部職員）及び大阪母子医療センターに、平成 30 年 6 月に大阪国際がんセンターに対し、労働基準監督署から是正勧告を受けた。

是正勧告の内容は、職員の出退勤打刻時刻と時間外勤務申請時間を含む労働時間に乖離が生じていることから、実態調査を行い、未払いとなっている時間外勤務手当が判明した場合は支給することなどであった。

当機構では、是正勧告のあった 3 センターについて、順次、実態調査を行うとともに、それ以外のセンター（大阪急性期・総合医療センター（看護部職員以外）、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター及び本部事務局（以下「その他センター」という。)) についても実態調査を行った。

当機構にて聞き取り調査等を実施したところ、若手職員が患者の状況を事前に把握するため始業時間よりも早めに勤務していること等が、乖離が生じている主な原因であった。

今般、全センター及び本部事務局の調査が完了したことから、調査結果等について報告を行う。

## ○ 調査方法等

打刻時間と時間外勤務申請時間を含む労働時間に乖離があるものをリストアップした調査票を作成し、対象者に配布。

是正勧告のあった 3 センターの調査対象期間は、是正勧告を受けた月の 2 年前を始期とし、時間外勤務ガイドラインに基づき時間外勤務の適正管理が実施されたと判断できた月までを終期とした。その他センターの調査対象期間は、調査開始月の前月 2 年前を始期とし、調査開始月の前月を終期とした。

そのうち、対象者から時間外勤務の申請漏れがあったとして、再申請があったものについて上長が確認を行った時間外勤務手当を支給。

なお、大阪急性期総合医療センター（看護部職員）、大阪精神医療センター、大阪母子医療センター（医師の一部）及び本部事務局については、平成 31 年 4 月までに支給済み。

## ○ 支給対象者数及び支給額

区 分	H31.4 支給済分		R1.7.17 支給予定分		合計	
	人数	金額 (円)	人数	金額 (円)	人数	金額 (円)
急性期 C	758	430,715,171	363	119,249,817	1,121	549,964,988
はびきの C		0	249	55,902,453	249	55,902,453
精神 C	170	7,500,913		0	170	7,500,913
国際がん C		0	605	209,030,035	605	209,030,035
母子 C	165	155,743,657	609	261,111,000	774	416,854,657
本部事務局	6	62,226		0	6	62,226
合計	1,099	594,402,967	1,826	645,293,305	2,925	1,239,315,272

※合計額には、法定福利費（共済負担金事業主負担分等）120,203,316 円を含む。

## ○ 今後の対策について

今後の労働時間管理については、当機構内で、平成 29 年 12 月に、時間外勤務に該当する業務の明確化、適正な時間外勤務の監理方法及び長時間労働の防止策を目的として策定した「時間外勤務（手当）の申請・承認のためのガイドライン」に基づき、引き続き適切に行っていく。

## 【参考資料】

## ○調査対象期間

急性期 C（看護部職員）	平成 27 年 9 月～平成 29 年 8 月
急性期 C（看護部職員以外）	平成 28 年 11 月～平成 30 年 10 月
はびきの C	平成 28 年 11 月～平成 30 年 10 月
精神 C	平成 28 年 11 月～平成 30 年 10 月
国際がん C	平成 28 年 6 月～平成 30 年 11 月
母子 C	平成 27 年 9 月～平成 30 年 3 月
本部事務局	平成 28 年 11 月～平成 30 年 10 月